

2018 JAHMEC

第45回 建築物 環境衛生管理 全国大会

抄録集

平成30年1月18日(木)・19日(金)

メインテーマ

「個別管理へのアプローチ」

会場

日本教育会館ツ橋ホール (東京都千代田区ツ橋2-6-2)

公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター

11.ねずみ昆虫等防除のインフォームド・コンセント

○元木 貢（アペックス産業（株））

1.はじめに

インフォームド・コンセントとは、「医師が患者の病気についてよく説明し、それを患者が理解・納得したうえで治療・検査を受けることに同意する」もので、「説明と同意」のことである。

ねずみ昆虫等防除では、PCOが顧客に対し現在発生が確認されている害虫・獣の種名、被害とその原因、予定している防除方法（薬剤、捕獲、調査、環境改善等）の内容、上記防除の実施により期待される効果と限界、予測される弊害と危険性及びそれに対する回避策、などについて顧客に対して事前に書面を用いて説明し理解を得ることとされている。

2.対象生物について

建築物には様々な生物が侵入し、発生要因があれば内部で繁殖を始める。それぞれ種によって発生場所、侵入経路、使用薬剤、施工方法等が異なるので、防除の対象とする生物を仕様書や契約書に明記する必要がある。

3.薬剤の使用について

薬剤は、人に危害を加える動物（ハエ、蚊、ゴキブリ、ノミ、シラミ、トコジラミ、イエダニ、屋内塵性ダニ、ネズミ）に対しては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」で承認・許可を受けた医薬品及び防除用医薬部外品を使用する。しかし、溶剤等殺虫剤に含まれる化学物質により健康被害が発生することがあるため、薬剤を使用する場合は、SDS（安全データシート）を確認いただき、事前に当該区域の管理者や利用者の了解を得て実施し、処理前後少なくとも3日間はその旨の掲示を行う。また、化学物質に過敏な方がいる区域については、薬剤による処理を避ける。

4.防除効果について

屋内に発生源（床、排水溝、グリストラップ、排水管、汚水・雑排槽などの生ごみや腐敗物）がある、マンホールのない湧水槽がある、害虫やネズミが侵入する隙間があるなど、期待する防除効果が得られにくい場合がある。その際は環境整備を基本とした発生源対策や侵入対策、調査・防除回数の増加が必要となることなどを説明する。

5.目標水準による管理

建築物衛生法の「建築物環境衛生維持管理要領・マニュアル」に基づいた目標水準を設定し管理する。

6.予想される不具合について

防除作業に伴い様々な不具合が生じる場合がある。以下に主な種類について事前に説明しておくべき内容や取り決めておくべき事柄について示す。

6.1 ネズミ

- (1) 殺鼠剤を使用すると、壁の中や天井裏でネズミが死んで、腐敗臭が出たり、ハエのウジが発生したり、イエダニが発生して痒み被害がでたりすることがある。死鼠の回収や除臭、殺虫の費用についてあらかじめ取り決める。
- (2) 死鼠臭には消臭剤を使用するが、完全には消臭できないことがある。
- (3) 初期の駆除作業回数は、状況により変更を余儀なくされることがある。
- (4) 咬害（備品、コードなど）により停電や短絡事故が発生することがある。

6.2 ゴキブリ

- (1) 防除作業後、死んだゴキブリの清掃が必要な場合がある。
- (2) 殺虫剤により弱ったゴキブリが客前に出たり食品等に混入したりすることがある。

6.3 ダニ

- (1) ネズミが生息している場合はイエダニにより、鳥が巣を作った場合はトリサシダニやワクモによる刺咬被害が発生することがある。
- (2) 建築物内で刺咬被害が発生することがある。一般的にビル内部は湿度が低く清掃が行き届いているのでヒヨウヒダニやそれを捕食し人にも刺咬被害を引き起こすツメダニが極めて少ないことが報告されている。多くの場合は自宅で刺されてアレルギー遅延反応により事務室で痒くなる。その際は事務室内又は自宅のダニ調査が必要である。

7. 免責事項

施工業者の過失によるもの以外で、薬剤が原因で生じた健康障害に伴う治療費、通院費用、休業補償、ネズミや害虫に起因する事故（齧り被害、イエダニ被害、虫体や糞の混入など）は賠償の対象とならないことを盛り込んでおく。

8. まとめ

これまで PCO による害虫防除作業は薬剤散布が中心であった。薬剤を散布すれば害虫はすべて駆除できる、また残留噴霧しておけば新たに侵入した害虫に対しても予防できる、というのが一般的な見解であった。人への影響、環境への配慮から 2002 年に建築物衛生法の施行規則が改正され、調査が義務付けされた。2008 年に「建築物環境衛生維持管理要領」が発出され、「まず、環境整備を含めた発生源対策、侵入防止対策等を行う。発生源対策のうち、環境整備等については、発生を防止するという観点から、建築物維持管理権原者の責任のもとで実施する。また、当該区域の状況に応じて、薬剤やトラップの利用、侵入場所の閉鎖などの防虫・防鼠工事を組み合わせて実施する。」という IPM の理念が盛り込まれた。しかしながら、建築物維持管理権原者にはこのことは十分周知されていないのが現状である。そこで、(公社) 日本ペストコントロール協会では、「PCO のためのインフォームド・コンセントの手引き」を編集出版し、IPM が円滑に機能するよう会員にインフォームド・コンセントの普及を推進することとした。これにより依頼者の理解と協力をいただき、PCO の社会的な評価が高まることを期待している。

[参考文献]

PCO のためのインフォームド・コンセントの手引き. 2016. 日本ペストコントロール協会, 東京.